

## 第4部 第2期出雲市障がい児福祉計画

### 第1章 基本的事項

#### 1. 前計画の進捗と評価

平成28年(2016)に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正されたことにより、本市では「第5期出雲市障がい福祉計画」と一体となった「第1期出雲市障がい児福祉計画」(計画期間:平成30年度(2018)～令和2年度(2020))を策定しました。

前計画期間においては、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、子育て、保育、教育、医療など関係機関との連携を図り、サービス調整会議や専門部会等において、障がい児やその家族が充実した生活を営むことができるよう、ニーズ把握や課題解決に取り組みました。

なお、目標値を設定した事業等については、毎年、施策推進協議会に実施状況等を報告し、事業の進捗状況について審議しました。

#### 2. 基本方針

障がい児が、障がいの種別やニーズに応じた適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の整備や確保が必要です。また、障がい児やその家族が、安心した生活が送れるよう支援することも重要です。そのために、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

障がい児のニーズの多様化にきめ細かく対応するための体制整備に取り組むとともに、サービスの達成目標を策定します。

#### 3. サービス見込量等設定の考え方

各種サービスの見込量等の設定にあたっては、国の示す「障がい福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」に準じて、本市における障がい福祉の動向を総合的に勘案した見込量の設定を行いました。

また、障がい児福祉サービス等の計画目標は、具体的には過去5年の実績を基に変化率の平均を用いて算出していますが、サービスごとに検証し、国や県・市の施策の動向、障がい者やサービス事業者等へのアンケートによる利用意向並びに事業所の受入体制を参考に見込量を算出しました。

## 第2章 具体的な施策と成果目標

### 1. 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人や家族の意向を尊重しながら、障がい児の健やかな育成を支援していくために、ライフステージに沿って、地域の保育や教育、保健医療、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

また、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進も求められています。

さらに、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築していくことも欠かせません。

#### (1) 児童発達支援センターの機能強化

- 「児童発達支援センター」は、市内に3か所あり、地域の中核的な療育支援施設として、障がい児への専門的な地域支援を幅広く行っていきます。
- 児童発達支援事業所等と「児童発達支援センター」との緊密な連携を図り、障がいの重度化や重複化、多様化に対応する専門的機能を強化し、重層的な障がい児支援の体制の整備を進めます。

#### 成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置

項目・内容	目標	説明
児童発達支援センターの設置	3か所	令和5年度末時点の設置箇所数



#### (2) 保育所等訪問支援の地域支援体制の整備

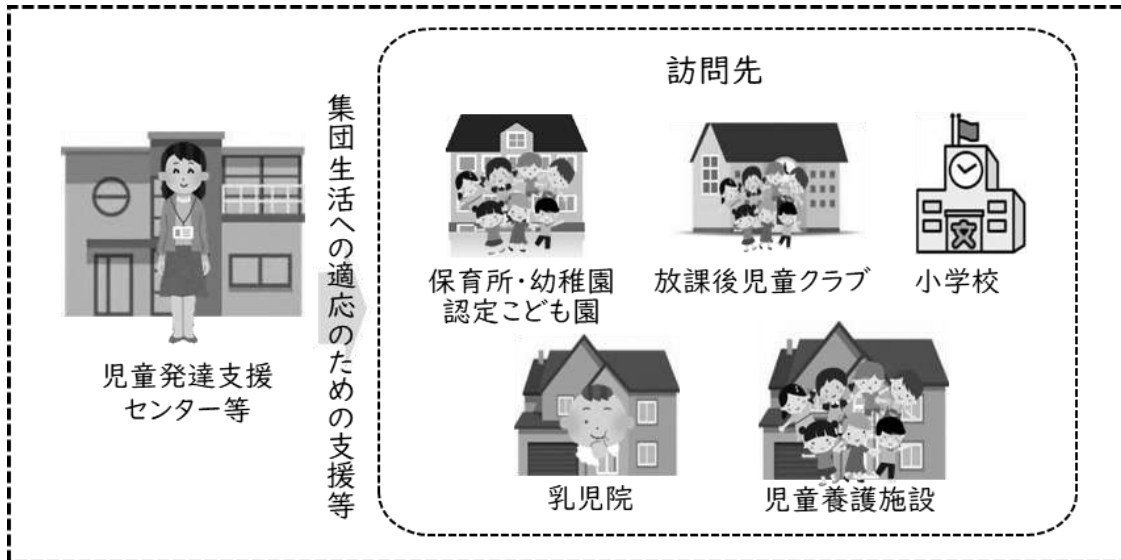
- 保育所等訪問支援事業を実施する事業所は、市内に6事業所あります。ニーズに応じた体制を確保し、集団生活における支援を行っていきます。

#### 成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：全ての市町村に、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

項目・内容	目標	説明
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	6か所	令和5年度末時点の設置箇所数

【保育所等訪問支援事業の仕組み】



**(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

- 重症心身障がい児に対応した児童発達支援事業所は市内2か所、放課後等デイサービス事業所も2か所整備されています。引き続きニーズに応じた受け入れ体制の整備に努めます。

**成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」**

※国の成果目標(令和5年度末の目標):各市町村に少なくとも1か所以上確保

項目・内容	目標	説明
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	令和5年度末時点の設置箇所数

**(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携**

- 医療技術の進歩等を背景として、日常生活を送るうえで経管栄養や在宅酸素等医療機器を用いたケアを必要とする医療的ケア児は年々増加しています。出雲保健所を中心に「出雲圏域の医療依存度の高い在宅療養児の生活支援検討会」(以下「生活支援検討会」という。)や研修会が行われ、保健、医療、福祉、教育が連携し、障がいや発達に応じた支援体制の整備、関係者の資質向上が図られています。この生活支援検討会を協議の場として、本市関係課と関係機関等が連携して医療的ケア児支援のための協議を行います。
- 医療的ケア児の支援がライフサイクルに沿って切れ目なくスムーズに行えるように、出雲保健所を中心に関係機関等と協働し、入院中から「在宅療養支援ファイル」を作成します。
- 早期からの医療や教育との連携について、関係者で構成するサービス調整会議や専門部会において具体的に検討していきます。例えば、小児慢性特定疾病のある児童の支援にあたっては、疾患が長期に及ぶため、児童の成長過程や状況に応じた支援が必要です。障がい者手帳の有無にかかわらず、早期に利用できる小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業や高額となる医療費の支援制度の活用など、関係機関と連携した適切な支援が求められます。相談支援専門員が医療的ケア児の支援の方法、関係機関との連携について研修し、質の向上に取り組みます。

- 相談支援事業所に対し「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の受講を促し、医療的ケア児等へ適切な計画相談支援等が実施されるよう取り組みます。

**成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」**

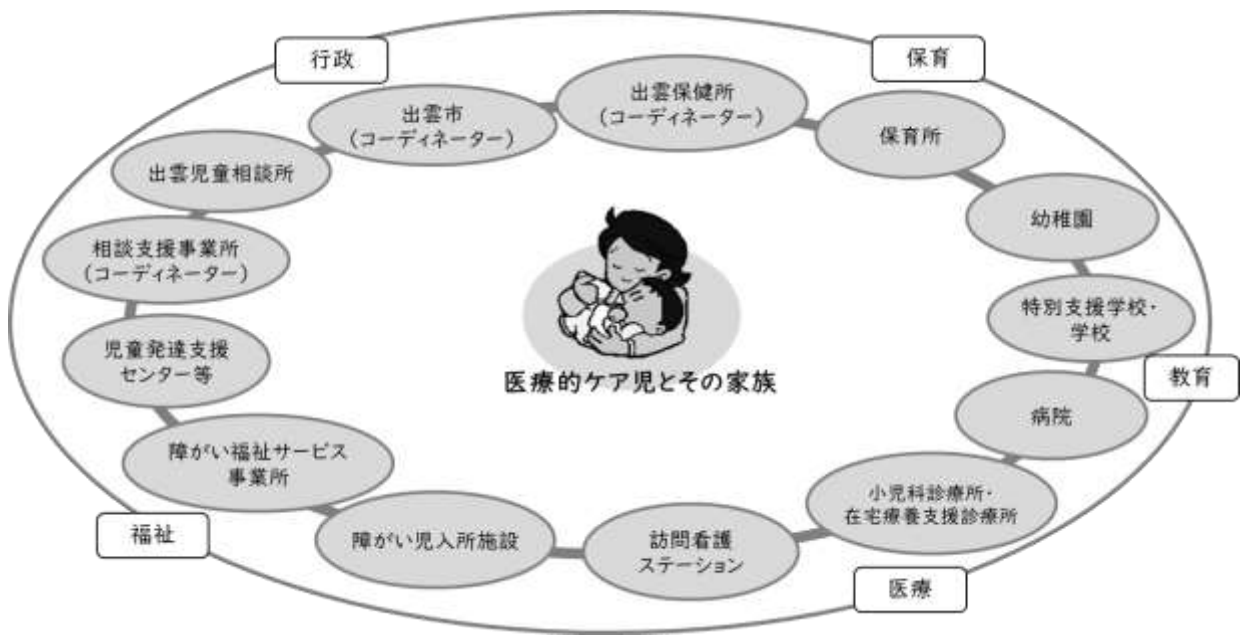
※国の成果目標（令和5年度末の目標）：令和5年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置

項目・内容	目標	説明
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	協議の場あり	生活支援検討会において協議
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	複数配置	令和5年度末までにコーディネーターを複数配置

**活動指標：医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数**

項目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	8人	10人	12人

**【医療的ケア児支援の提供体制イメージ】**



**(5) 保育、教育、保健医療、就労支援等の関係機関と連携した支援**

- ライフステージに沿った切れ目のない障がい児及びその家族支援を行うため、保育や教育、保健医療、就労支援などの関係機関及び「島根県重症心身障がい児(者)を守る会<sup>※27</sup>」等の当事者団体との連携を強化します。

※27 島根県重症心身障がい児(者)を守る会

「全国重症心身障がい児(者)を守る会」の島根県支部。「全国重症心身障がい児(者)を守る会」は、「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念に基づき、施設対策と在宅対策の運動を進め、親の意識啓発と連携を密にするため全国に支部を置き、幼児から成人に至るまでの一貫した地域活動や施設活動を行っている団体。

## **(6) 障がい児相談支援の提供体制の確保、整備**

- 障がい児相談支援は、障がいの疑いのある段階から支援をしていく早期支援が求められています。障がい児とその家族も含めた支援を実施する必要があることから、関係機関と連携を図り、支援体制を構築します。
- 利用者のニーズに応じた適正なサービス等利用計画を作成することができるよう、相談支援事業所を対象とした研修会や、相談支援事業所への指導及び監査を実施し、体制の一層の充実と質の向上に努めます。

# 第3章 各種サービスの第5期計画達成状況と計画

## 1. 障がい児通所支援の達成状況と目標

### (1) 障がい児通所支援

#### ① 児童発達支援

##### 【事業内容】

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

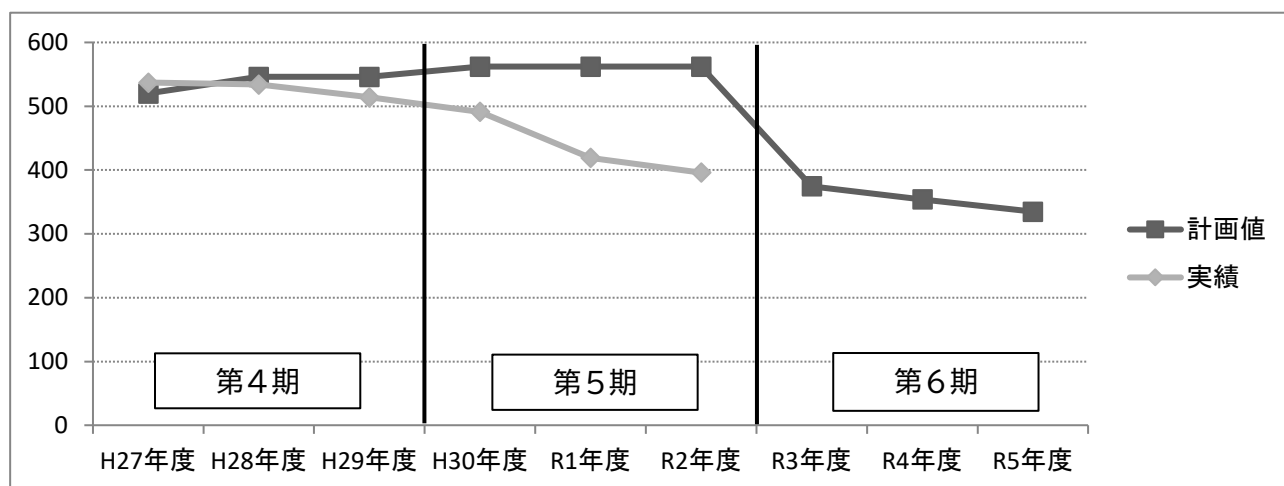
##### 【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、新規利用者が少なかったため、計画値を下回っており、減少傾向にあります。

第6期においては、サービスが必要な障がい児への支援の浸透・拡充に努めますが、保育所等の利用による本事業の減少傾向があるため、ゆるやかな利用減を見込みます。

単位：人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	520	546	546	562	562	562	374	354	335
実績	537	534	514	491	419	396			
対前年伸び率	97%	99%	96%	96%	85%				
年間利用者数	111	117	126	124	120	122	124	126	128



## ② 放課後等デイサービス

### 【事業内容】

「学校教育法」第1条に規定された学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、通所することにより、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

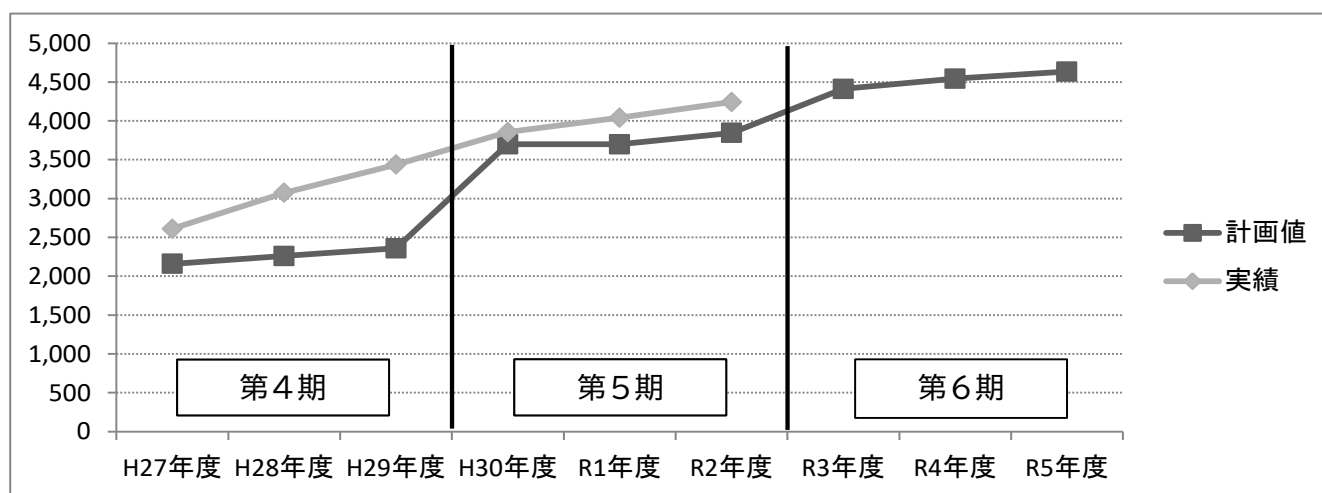
### 【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、事業拡張もあったことから、計画値を上回っており、増加傾向にあります。

第6期においては、事業拡張の予定はないものの、近年の実績を踏まえ、必要な支援が受けられるように利用増を見込みます。

単位：人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	2,160	2,260	2,360	3,698	3,698	3,846	4,412	4,544	4,635
実績	2,611	3,074	3,438	3,855	4,040	4,242			
対前年伸び率	121%	118%	112%	112%	105%				
年間利用者数	256	275	302	340	374	393	409	421	429



### ③ 保育所等訪問支援

#### 【事業内容】

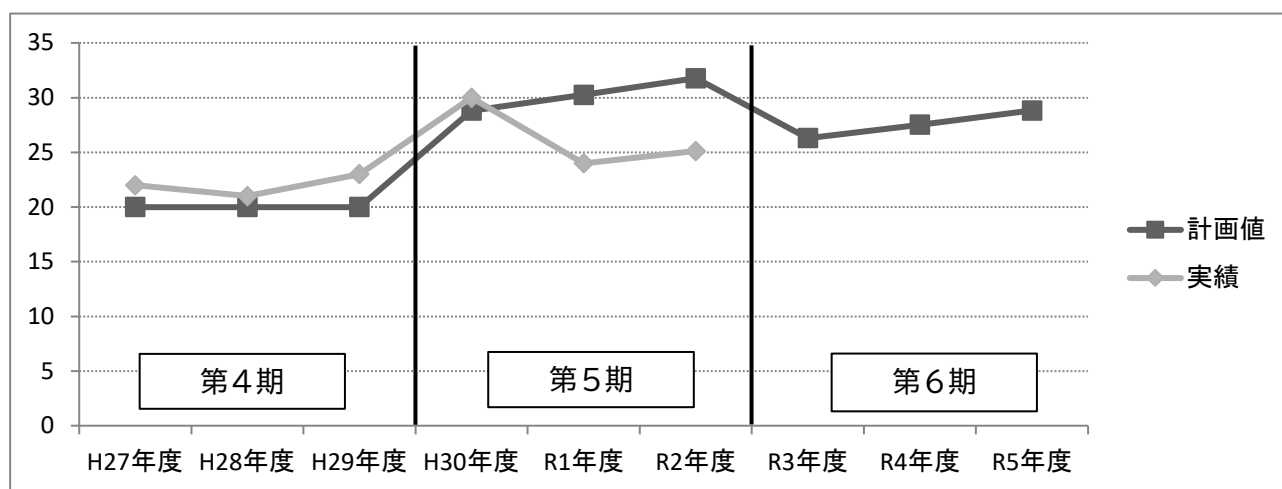
保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児のほか、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児に対し、障がい児支援に関する知識及び経験を有する訪問支援員（児童指導員や理学療法士等）が保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

#### 【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、利用者の減少により、令和元年度（2019）からは計画値を下回っています。第6期においては、近年の実績から、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位：人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	20	20	20	29	30	32	26	28	29
実績	22	21	23	30	24	25			
対前年伸び率	116%	95%	109%	130%	80%				
年間利用者数	22	21	23	30	24	25	26	27	28





#### ④ 居宅訪問型児童発達支援

##### 【事業内容】

平成30年度(2018)に新設されたサービスで、重症心身障がい児等の重度の障がい児等で児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児支援に関する知識及び経験を有する訪問支援員(児童指導員や理学療法士等)が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

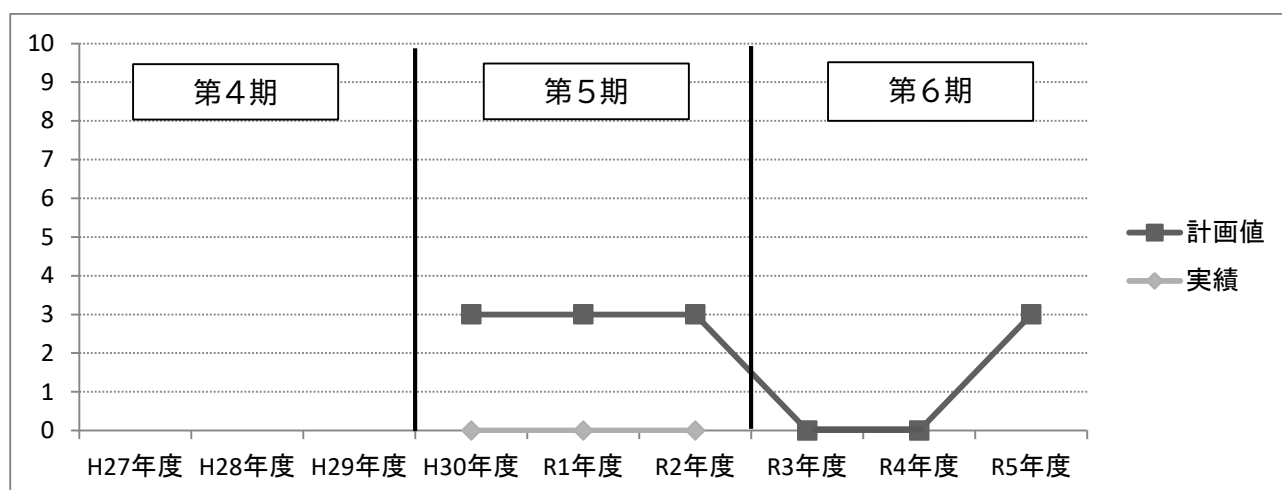
##### 【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、新規サービスで、市内にサービス提供事業所がないことから、利用はありませんでした。

第6期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケートにより一定のニーズが認められることから、令和5年度(2023)にサービスが提供できるように体制整備に努めます。

単位:人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	3	3	3	0	0	3
実績	-	-	-	0	0	0			
年間利用者数	-	-	-	0	0	0	0	0	3



## (2) 障がい児相談支援

### ① 障がい児相談支援

#### 【事業内容】

障がい児通所支援サービスが適切に利用できるよう、障がい児の保護者等に対し、サービス利用についての意向や心身の状況に基づいた障がい児支援利用計画の作成や変更、見直し等の援助を行います。

#### 【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっており、増加傾向にあります。

第6期においては、近年の実績から、利用増を見込みます。

また、相談支援専門員が不足している状態であるため、相談支援機能強化事業所と連携し研修を実施するなど、障がい児支援の提供体制確保に努めます。

単位：人/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	180	190	200	314	330	346	375	386	394
実績	195	236	295	319	323	361			
対前年伸び率	105%	121%	125%	108%	101%				
年間利用者数	359	396	422	462	467	499	519	535	546

